

**平成28年度
公共事業評価結果における事業方針書**

三 重 県

1 平成28年度公共事業再評価結果 1

農林水産部の取り組み

かんがい排水事業の対応方針について 4

県土整備部の取り組み

道路事業の対応方針について 6

海岸事業の対応方針について 8

下水道事業の対応方針について 10

街路事業の対応方針について 11

2 平成28年度公共事業事後評価結果 12

農林水産部の取り組み

農道整備事業について 14

中山間地域総合整備事業について 15

県土整備部の取り組み

道路事業について 17

港湾改修事業について 18

1 平成28年度公共事業再評価結果

本年度は、表－1のとおり県事業10事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いいたしましたところ、10事業すべてにおいて「継続」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として3頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な再評価に努め、効率的で効果的な公共事業となるよう、取組を進めていきます。

平成28年度三重県公共事業再評価審査対象事業一覧表（表－1）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	再評価理由	答申	対応方針
1	かんがい排水事業	宮川4工区	伊勢市	H18	②	継続	継続
2	道路事業	一般国道477号 菰野バイパス	菰野町	H20	④	継続※	継続
3	道路事業	一般県道167号 磯部バイパス	志摩市	H24	④	継続	継続
4	道路事業	一般国道260号 南島バイパス	南伊勢町	H4	③	継続	継続
5	道路事業	一般国道368号 上長瀬	名張市	H19	②	継続	継続
6	海岸高潮対策事業	長島地区海岸	桑名市	H19	②	継続	継続
7	海岸高潮対策事業	長島港海岸	紀北町	H2	③	継続※	継続
8	下水道事業	北勢沿岸流域下水道事業 (南部処理区)	四日市市 鈴鹿市 亀山市	S62	③	継続	継続

番号	事業名	箇所名	市町名	採択 年度	再評価 理由	答申	対応 方針
9	下水道事業	中勢沿岸流域下水道事業 (志登茂川処理区)	津市	H9	③	継続	継続
10	街路事業	松阪公園大口線外1線	松阪市	H14	③	継続	継続

- 再評価理由：
- ① 採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 - ② 業採択後一定期間を経過した時点で継続中の事業
 - ③ 評価実施後一定期間が経過している事業
 - ④ 社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要性が生じた事業

農林水産部の取り組み（再評価）

かんがい排水事業の対応方針について

[農林水産部]

1 再評価審査対象事業

かんがい排水事業 1番 みやがわよんこうく 宮川4工区

2 委員会意見

平成28年9月27日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、1番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を承認する。」との答申をいただきました。

3 かんがい排水事業の背景

かんがい排水事業は、農業生産の基礎となる農業用水の確保、水利用の安定化・合理化、土地利用の高度化等を図るため、基幹的な農業水利施設の整備・更新を行うことにより、農業の持続的発展とこれによる食料の安定供給の確保ならびに農業の有する多面的機能の発揮を図ることを目的としています。

宮川4工区の施設は、国営宮川用水土地改良事業の下流幹線水路として、伊勢市の農地を灌漑する県営事業により整備された農業用水路です。建設から約40年近くが経ち、施設の老朽化により、漏水などが発生し、維持管理に多大な時間と費用を要していました。このため、国営造成施設と一体的に改修（パイプライン化）することとし、安定した農業用水供給と維持管理の省力化を図るため、平成18年度に事業に着手しました。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

水路の老朽化により、現在、水路の維持管理補修や水管理に農家は苦慮しており、早期の事業完成を行う必要があります。

5-2 課題の解決方針

当該事業は国庫補助事業で実施しており、十分な予算措置がなされるよう国に要望しながら必要な予算の確保に努め、計画的かつ効率的に事業を実施し早期完成に努めます。

県土整備部の取り組み（再評価）

道路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

道路事業	2番	一般国道477号	こもの 孤野バイパス
	3番	一般国道167号	いそべ 磯部バイパス
	4番	一般国道260号	なんとう 南島バイパス
	5番	一般国道368号	かみながせ 上長瀬

2 委員会意見

平成28年9月5日に開催された第2回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、3番、4番、5番について「事業継続の妥当性が認められたことから事業の継続を了承する。」との答申をいただきました。

また、平成28年10月28日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、2番について「妥当性が十分に認められることから事業継続を了承する。」との答申をいただき、あわせて、「事業の計画的な執行を図り早期完了に努められたい。」との意見をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流連携を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。しかし、本県の道路整備状況はまだ十分ではない状況です。限られた予算の中で、県民等の安全性や利便性の向上を目的に、高規格幹線道路にアクセスする道路や、緊急時・災害時の復旧・復興に資する道路、交通円滑化を図る渋滞対策、安全・安心・快適な道路環境を確保する道路等について、計画的な整備に努めています。

4 再評価対象事業の対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

なお、道路事業4番 一般国道260号南島バイパスは平成28年12月17日に一部供用開始し、現道の幅員狭小や線形不良が一部解消されました。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

- ・今回の再評価対象事業は、幅員狭小や線形不良の区間を解消し、安全で円滑な交

通の確保を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化や高規格幹線道路へのアクセス強化を図るものであることから、確実な整備の推進が必要です。

- ・事業効果の早期発現に向けて、事業の計画的な執行を図る必要があります。

5-2 課題の解決方針

- ・整備効果を早期に発現させるため、区間を区切って整備を進めていきます。
- ・地域の課題や道路整備のストック効果を国への確に伝え、計画的な事業執行が図れるよう努めていきます。
- ・市町や関係機関との連携を図り、円滑な事業執行により事業期間の短縮を図るとともに、公共工事間の現場発生土や設備の流用を検討するなどコスト縮減を図り、事業の早期完成に努めます。

海岸事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

海岸事業 6番 ながしま ちく かいがん 長島地区海岸 たかしおたいさくじぎょう 高潮対策事業
7番 ながしまこうかいがん 長島港海岸 たかしおたいさくじぎょう 高潮対策事業

2 委員会意見

平成28年8月8日に開催された第1回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。なお、7番については、事業期間が長期にわたることから事業期間の短縮を図り事業の早期完了に努められたい。」との答申をいただきました。

3 海岸事業の背景

三重県の海岸事業は、高潮や高波等による浸水被害や砂浜の侵食、および地震による堤防沈下後の津波・高潮による浸水被害から堤防背後の生命財産を守るとともに国土保全を目的として事業を進めています。

長島地区は、海拔ゼロメートル地帯で、地震による堤防沈下の危険性が高い地盤であるため、耐震対策を実施しています。

長島港海岸は、既設護岸の老朽化が著しいことから、護岸整備を実施しています。

4 再評価対象事業の対応方針

地元の要望も強く、再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

7番の長島港海岸高潮対策事業については、なかのしま 中ノ島地区、にしながしま 西長島地区、よびさきなくら 呼崎名倉地区で、平成2年度から着手し、すでに26年経過していることから、ご指摘のとおり長期の事業となっています。

しかしながら、地元からの要望も強いため、平成36年度の完成目標を少しでも早くできるよう事業を推進する必要があると考えています。

5 - 2 課題の解決方針

当事業はこれまでイセエビ漁への影響が少ない5月から10月に工事期間が限られていましたが、地元からの強い要望もあり、漁業関係者と調整を図ってきた結果、通年での工事によろやくご理解をいただきました。

これにより年間の工事可能延長を約1.5倍に伸ばすことができますので、今後、この事業量に見合う予算確保に努め、早期完成を目指し、事業進捗を図っていきます。

下水道事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

- 下水道事業 8番 ほくせいえんがんりゅういきげすいどうじぎょう 北勢沿岸流域下水道事業 (南部処理区)
9番 ちゅうせいえんがんりゅういきげすいどうじぎょう 中勢沿岸流域下水道事業 (志登茂川処理区)

2 委員会意見

平成28年9月27日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、8番、9番については「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 下水道事業の背景

下水道は、家庭や工場などから排出される汚水を適切に処理する施設で、伊勢湾などの公共用水域の水質保全や生活環境の改善などの役割を担っています。

流域下水道事業とは、県が整備する幹線管渠及び処理場と関連する市町が整備する管渠を一体的に整備するものです。

8番 北勢沿岸流域下水道事業 (南部処理区) は、対象区域である四日市市南部、鈴鹿市、亀山市の汚水を、9番 中勢沿岸流域下水道事業 (志登茂川処理区) は、対象区域である津市北部の汚水を一体的に処理する流域下水道事業として整備を進めています。

4 再評価対象事業の対応方針

審査の結果、事業継続の妥当性が確認されたことから、関連市町と連携を図り、事業効果の早期発現に向けて事業を継続して実施していきます。

5 事業への対応方針

5-1 事業の課題

三重県の下水道の整備状況は、全国と比べて低い水準であるため、様々な社会情勢の変化に対応しながら、より一層整備を進める必要があります。

5-2 課題の解決方針

8番 北勢沿岸流域下水道事業 (南部処理区) においては、関連公共下水道の進捗に合わせ処理場の増設工事を推進します。また、9番 中勢沿岸流域下水道事業 (志登茂川処理区) においては、早期供用に向けて、志登茂川浄化センター建設工事を推進します。

街路事業の対応方針について

[県土整備部]

1 再評価審査対象事業

街路事業 10番 まつさかこうえんおおくちせんほかいっせん 松阪公園大口線外1線

2 委員会意見

平成28年9月27日に開催された第3回三重県事業評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。」との答申をいただきました。

3 街路事業の背景

街路事業は、都市における円滑な交通機能の確保及び公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ることにより、安全で円滑な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、市街地の都市計画決定された道路を整備する事業です。

松阪公園大口線は、松阪市内中心市街地と国道42号及び23号を連絡する幹線道路であり、鉄道交差の立体化により踏切を解消し、安全で円滑な交通の確保を図るとともに、緊急輸送道路の機能強化を図ることを目的として、事業を進めています。

4 事業への対応方針

再評価において事業継続の妥当性が確認されたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。

4-1 事業の課題

鉄道と道路が立体交差する本線アンダーパス部約290mについては、平成28年3月に供用を開始し、踏切遮断による慢性的な交通渋滞が解消されましたが、引き続き仮設道路の撤去及び副道の整備を進め、沿道からの進入を含めた周辺交通の円滑化等を図る必要があります。

残る区間については、歩行者の安全確保のため、未整備となっている歩道の整備を進めるとともに、当該歩道に電線共同溝を整備して電線を地中化し、無電柱化を図り、大規模地震発生時における電柱倒壊による通行遮断等のリスクを解消することにより、緊急輸送道路としての機能強化を図る必要があります。

4-2 課題解決の方針

仮設道路の撤去及び副道の整備については、平成28年度末に完了する予定です。

また、残る歩道及び電線共同溝については、電線事業者や地下埋設物の道路占有者と調整を行い、平成31年度の完成に向け整備を進めていきます。

2 平成28年度公共事業事後評価結果

本年度は、表－2のとおり県事業5事業について、三重県公共事業評価審査委員会に審査をお願いしましたところ、5事業すべてについて「了承」の答申をいただくとともに、審議の中で多くの貴重な意見をいただきました。その答申および意見をもとに県の対応方針を決定し、取組として次頁以降に整理しました。

今後は、よりの確な事後評価に努め、公共事業が一層、効率的で効果的となるよう、事業計画等に反映させながら、取組を進めていきます。

平成28年度三重県公共事業事後評価審査対象事業一覧表（表－2）

※付帯意見あり

番号	事業名	箇所名	市町名	採択年度	完了年度	答申	事業方針
501	農道整備事業	伊賀地区、伊賀2期地区、伊賀3期地区、青山地区	伊賀市、名張市	S61	H22	了承	各部の取組のとおり
502	中山間地域総合整備事業	茅広江地区	松阪市	H13	H22	了承	
503	中山間地域総合整備事業	志摩地区	志摩市	H12	H22	了承	
504	道路事業	主要地方道鳥羽松阪線櫛田橋	松阪市	H8	H22	了承	
505	港湾改修事業	鳥羽港佐田浜地区	鳥羽市	H6	H22	了承	

事後評価理由：事業完了後おおむね5年が経過した事業

農林水産部の取り組み（事後評価）

農道整備事業について

[農林水産部]

1 事後評価審査対象事業

農道整備事業 501番 伊賀地区、伊賀2期地区、伊賀3期地区、青山地区

2 委員会意見

平成28年10月28日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、501番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 農道整備事業の背景

農村地域では、農地と農業用施設、市場などを結ぶ道路が十分確保されておらず、通勤や通学路などの生活に必要な道路整備も遅れています。このため、農業機械や農産物の輸送車両の大型化、農産物流通圏の拡大など、農業生産の効率化、農産物流通の合理化を図るとともに、農村の生活環境を改善するため、農道の整備を実施しているところ

です。
本地区においては、地域の中央部に名阪国道が整備されているものの、各市間を相互に連絡する基幹道路が未整備で、大消費地の中間に位置しながら、それを最大限に発揮できない状況でした。そこで、伊賀市・名張市に点在する農業生産団地を環状道路で繋ぐことで、農産物の集出荷の合理化や消費地へのアクセス向上を図り、地域農業の発展を目的として、本事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

農道の供用開始から30年以上が経過し、老朽化した舗装の打ち替えが必要となっている箇所など、改善を要している箇所があります。

4-2 課題の解決方針

現在、老朽化した舗装の打ち替えなどを一部地域で実施しており、今後も市町と協議・調整して計画的に実施していきます。

中山間地域総合整備事業について

[農林水産部]

1 事後評価審査対象事業

中山間地域総合整備事業 502番 茅^ち広^{ひろ}江^え地^ち区^く
503番 志^し摩^ま地^ち区^く

2 委員会意見

平成28年10月28日に開催された第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、502番、503番について「事業の効果については評価結果の妥当性を認める」との答申をいただきました。

3 中山間地域総合整備事業の背景

中山間地域総合整備事業は、農業の生産条件が不利な地域の実情に沿った整備手法により、ほ場整備等の農業生産基盤の整備や、農村生活環境等の整備を総合的に実施することにより農業の持続的な安定と農村地域の活性化を図ることを目的としています。

502番においては、地区内の水田が耕作放棄地となることが危惧される中、ほ場整備による大型機械の導入及び農業用水施設整備による用水管理の省力化を行い、農業経営の安定化と地域農業の持続的な安定を図るため、事業を実施しました。

503番においては、地区内の過疎及び高齢化が進む中、農業生産基盤の実施による農業経営の安定化とあわせて農村生活環境整備を実施することによる地域の活性化を図るため、事業を実施しました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

過疎化や高齢化により、農地のあぜ草刈や農道・用排水路の維持管理を農家のみで実施することが困難な状況になってきています。このため、農地や農業用施設は、地域の共通資源として非農家も含めた地域全体で管理に取り組むようなことが必要となってきています。

4-2 課題の解決方針

農地・農業用施設の保全については、「多面的機能支払」が平成27年度に法制化され、維持管理や環境美化活動に対して財政的支援が行われるようになってきていますので、これを推進し地域の活動を支援します。

県土整備部の取り組み（事後評価）

道路事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

道路事業 504番 しゅうちほうどう と ばまつかさせん 主要地方道鳥羽松阪線 くしだばしこうく 櫛田橋工区

2 委員会意見

平成28年9月27日に開催された第3回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、504番について「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 道路事業の背景

道路は、地域の生活や経済活動、地域間の交流を支えるとともに、地域の安全・安心を支える重要な社会基盤です。

主要地方道鳥羽松阪線櫛田橋工区は、主要渋滞ポイントである櫛田橋南詰交差点の渋滞解消を図り、円滑な交通を確保するとともに、老朽化した櫛田橋の架け替えにより安全な交通を確保することで、緊急輸送道路としての機能強化を目的に整備を進め、平成22年度に完了しています。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

アンケート調査結果により、4車線化による走行性の向上に伴う自動車の走行速度の上昇や、4車線から2車線へのすりつけ区間について不安を感じていることが判明しました。

4-2 課題の解決方針

今後同様の渋滞緩和対策を行う際には、関係機関とスピード抑制を促すなどの対策を検討するとともに、すりつけ区間には十分な安全対策を講じるように計画していきます。

港湾改修事業について

[県土整備部]

1 事後評価審査対象事業

港湾改修事業 505番 鳥羽港（佐田浜地区）

2 委員会意見

平成28年10月28日に開催された平成28年度第4回三重県公共事業評価審査委員会における審査の結果、505番については「事業の効果については評価結果の妥当性を認める。」との答申をいただきました。

3 鳥羽港（佐田浜地区）港湾改修事業の背景

本港佐田浜地区は、離島住民の足である市営定期船や離島めぐりの観光船のアクセス拠点として必要な役割を担っていますが、旧港は船舶の停泊場所と離発着場所が同じであったため、効率的な入出港が出来ない状況にありました。

本事業は、旅客施設の利便性・快適性の向上と賑わいあるみなとづくりのため、離発着場所を分離し、船舶の発着に必要な浮棧橋や、旅客ターミナルの建設に必要な用地造成、風光明媚な鳥羽港のパノラマを演出する緑地の整備を行いました。

4 事業への対応方針

4-1 事業の課題

今後も利用者からの意見をふまえ、「三重県ユニバーサルデザインまちづくり条例」に合致した施設の利便性・快適性の向上をさらに図ることが必要です。

4-2 課題の解決方針

利用者からの意見をふまえ、「三重県ユニバーサルデザインまちづくり条例」に合致した施設の利便性・快適性の向上をさらに図ります。